

◎国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百二条の十三 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断及び第百四条の二第一項に規定する行政上の秘密（第百二条の十八から第百二条の二十までにおいて「行政上の秘密」という。）の提出の要求に係る内閣又は官公署の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。</p> <p>第百二条の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第百四条の四までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応</p>	<p>第百二条の十三 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。</p> <p>第百二条の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第百四条の三までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応</p>

じなければならぬ。

②～⑤ 〔略〕

第二百二条の十七 情報監視審査会は、第四百四条の三（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から前項の審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③～⑦ 〔略〕

第二百二条の十八 情報監視審査会は、第四百四条の二第一項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から前項の審査のため、内閣又は官公署に対し、必要な行政上の秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③ 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、速やかに、その理由を明示しなければならぬ。

④ 情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知

じなければならぬ。

②～⑤ 〔略〕

第二百二条の十七 情報監視審査会は、第四百四条の二（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③～⑦ 〔略〕

〔新設〕

するものとする。この場合において、その通知には、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会が提出を求める報告又は記録に含まれる行政上の秘密を保護するために必要な措置に関する事項を含むことができる。

第百二条の十九 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密及び行政上の秘密であつてその情報監視審査会において特に秘密を要するものと議決したもの（以下この条において「行政秘密」という。）を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密及び行政秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第百二条の二十 第百二条の十五若しくは第百二条の十七の規定により特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたとき、又は第百二条の十八の規定により行政上の秘密が各議院の情報監視審査会に提出された場合であつてその行政上の秘密につきその情報監視審査会において特に秘密を要するものと議決したときは、その特定秘密又はその行政上の秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることがで

第百二条の十八 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第百二条の十九 第百二条の十五及び第百二条の十七の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

きるものとする。

第百二条の二十一〔略〕

第百二条の二十一〔略〕

第百二条の二十二〔略〕

第百二条の二十一〔略〕

第百四条の二 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に行政上の秘密（公になつていない情報のうち行政上秘匿することが必要であるものをいい、特定秘密を除く。次項及び第百四条の四において同じ。）である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、内閣又は官公署が前条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、その議院の情報監視審査会に対し、内閣又は官公署がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔新設〕

② 前項の規定による審査の求め又は要請をした議院又は委員会は、第百二条の十八第四項の規定により、その提出を求める報告又は記録に含まれる行政上の秘密を保護するために必要な措置に関する事項を含む通知を受けたときは、当該行政上の秘密を保護するために必要な措置を講ずることとした上で、内閣又は官公署に対し、当該報告又は記録の提出を求めることができる。

第百四条の三 各議院又は各議院の委員会が第百四条第一項の規定

第百四条の二 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によ

によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第百四条の四 第百四条の規定により、その内容に行政上の秘密である情報を含む報告若しくは記録が各議院若しくは各議院の委員会に提出された場合であつてその行政上の秘密につきその議院若しくは委員会において特に秘密を要するものと議決したとき、又はその内容に特定秘密である情報を含む報告若しくは記録が各議院若しくは各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

りその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第百四条の三 第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条の二 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に行政上の秘密（公になつていない情報のうち行政上秘匿することが必要であるものをいい、特定秘密を除く。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は行政上の秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、当該公務所又はその監督庁が前条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、当該公務所又はその監督庁が同項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。</p> <p>② 前項の規定による審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、次条第四項の規定により、その求める証言に含まれる行政上の秘密又はその提出を求める書類に記録されている行政上の秘密を保護するために必要な措置に関する事項を含む通知を受けたときは、当該行政上の秘密を保護するために必要な措置を講ずることとした上で、当該公務所又はその監督庁に対し、当該証言又は書類の提出に係る前条第一項の承認を求めるこ</p>	<p>〔新設〕</p>

とができる。

第五条の三 情報監視審査会は、前条第一項の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から前項の審査のため、当該公務所又はその監督庁に対し、必要な行政上の秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

③ 当該公務所又はその監督庁が前項の求めに応じないときは、速やかに、その理由を明示しなければならない。

④ 情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。この場合において、その通知には、当該審査の求め若しくは要請をした議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会が求める証言に含まれる行政上の秘密又は当該審査の求め若しくは要請をした議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会が提出を求める書類に記録されている行政上の秘密を保護するために必要な措置に関する事項を含むことができる。

第五条の四 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。))第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)で

〔新設〕

第五条の二 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。))第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)で

ある情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であった証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が第五条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第五条の五〔略〕

② 各議院の情報監視審査会から前項の審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③ 前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあ

ある情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であった証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第五条の三〔略〕

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③ 前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあ

るのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の五第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の五第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

④～⑨ 「略」

第五条の六 第五条の三の規定により行政上の秘密が各議院の情報監視審査会に提出された場合であつてその行政上の秘密につきその情報監視審査会において特に秘密を要するものと議決したとき、又は前条の規定により特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その行政上の秘密又はその特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第五条の七 第一条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に行政上の秘密である情報が含まれる証言がされ、若しくは行政上の秘密である情報を記録する書類が提出

るのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

④～⑨ 「略」

第五条の四 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第五条の五 第一条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたとき

された場合であつてその行政上の秘密につきその議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会において特に秘密を要するものと議決したとき、又はその内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、若しくは特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

は、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

改 正 案	現 行
<p>第二十四条の四 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）<u>第百二条の十九</u>に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。</p> <p>② 〔略〕</p>	<p>第二十四条の四 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）<u>第百二条の十八</u>に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。</p> <p>② 〔略〕</p>